

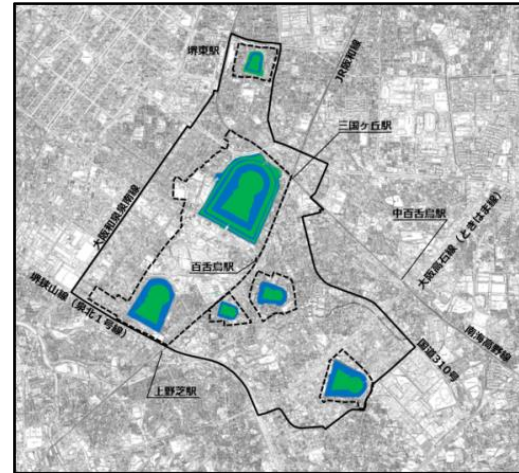
### これまでの取組み③

#### ②重点的に景観形成を図る地域 〈地域・地区レベル〉

##### ■百舌鳥古墳群周辺地域 →世界遺産登録に向けた景観保全

##### <取組み概要>

- これまで、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持するため、仁徳天皇陵古墳周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施
- 巨大前方後円墳の周囲を、第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境を形成
- さらに、平成 28 年 1 月より、世界遺産登録をめざし、古墳の保護や古墳周辺の環境整備を進めるとともに、緩衝地帯において、建築物の高さや色彩などの形態・意匠、屋外広告物の大きさや高さ等を制限



百舌鳥古墳群周辺景観地区

- 建築物の高さ → 建築確認申請等の手続きによる審査
- 建築物等の形態・意匠 → 景観地区認定申請手続きによる審査
- 屋外広告物の大きさ等 → 許可申請手続きによる審査

#### ●百舌鳥古墳群周辺景観地区の認定申請等

「百舌鳥古墳群周辺景観地区」内において建築物の建築等を行う場合に、堺市景観条例に基づく「景観地区における事前協議」と景観法に基づく「認定申請」が必要。事前協議においては、大規模建築物等の届出制度と同様に、専門家による景観協議を行う。平成 27 年度～平成 29 年度 計 144 件

| 年        | 件数 |
|----------|----|
| 平成 27 年度 | 15 |
| 平成 28 年度 | 56 |
| 平成 29 年度 | 74 |

※平成 27 年度 平成 28 年 1 月 4 日～平成 28 年 3 月 31 日  
 ※平成 29 年度 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日

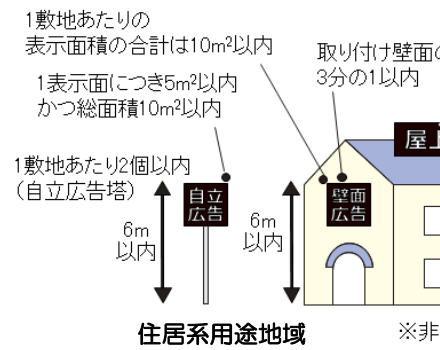
##### 【協議事例】

- 外壁の色彩
  - ベースカラー：. 明度・彩度を調整し、鮮やかさを抑えながら、周辺景観との調和を図る。
  - サブカラー：ベースカラーと同系の色相で、明度差を調整し、コントラストが強くなるよう配慮する。
- 外構、建築付帯設備等
  - 植栽はできるだけ道路から見える位置に配置し、緑のある通り景観を演出する。
  - 室外機等の建築付帯設備は道路から見えない位置にするか、植栽等で隠す。

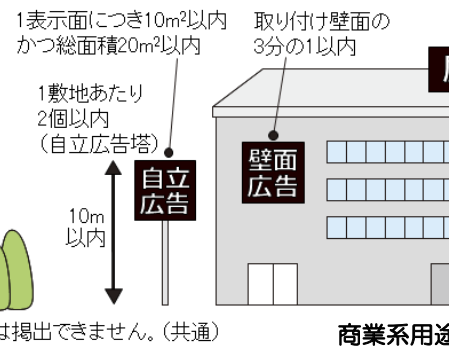


#### ●百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物適正化の取組み

##### 百舌鳥第 1 種特別地区における概略図



##### 百舌鳥第 2 種特別地区における概略図



#### ○周知・啓発の取組み

| 百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物の制限に関する周知啓発(回数) |        |        |        |
|------------------------------------|--------|--------|--------|
|                                    | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
| ・主要幹線道路沿道へのチラシ配布等による周知啓発           | 829    | -      | 98     |
| ・主要幹線道路関係者への個別説明ほか                 | 156    | 170    | 113    |
| ・郵送等による案内(広告主、関係事業者、業界ほか)          | 1,365  | 1,508  | 648    |
| 計                                  | 2,350  | 1,678  | 859    |

※平成 29 年度 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日

延べ 4,887

#### ○屋外広告物適正化の進捗

| 百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物の適正化(件数) |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|
|                             | H28 年度 | H29 年度 |
| 補助金活用                       | 2      | 4      |
| 自費改修                        | 3      | 8      |
| 計                           | 5      | 12     |



【適正化前】



【適正化後】

#### (参考)堺市屋外広告物適正化促進事業補助金の制度概要

百舌鳥古墳群周辺地域内の既存不適格広告物について、その撤去又は改修(撤去を伴う新設を含む)に係る費用の一部を予算の範囲内において補助。

【実施期間】 H28 年度～H30 年度

| 区分    |    | 補助率 | 補助金の上限額(1基あたり) |
|-------|----|-----|----------------|
| 屋上広告物 | 撤去 | 1/2 | 200 万円         |
|       | 改修 | 1/2 | 10 万円          |
| 自立広告物 | 撤去 | 1/2 | 20 万円          |
|       | 改修 | 1/2 | 10 万円          |